平成２３年（フ）第１２１号
大阪府門真市寿町10番２―505号
債務者　藤原　　実
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９１号
大阪市西区南堀江３丁目13番５―303号
債務者　松本　吉弘
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５６号
大阪府枚方市渚西１―38―10―203、住民票上の住所大阪府枚方市招提元町４丁目37番10―105号
債務者　田中　香織
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８５号
大阪府寝屋川市秦町７番13号
債務者　瀬ノ内嘉子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０７号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番27号
債務者　橋本　英明
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１９号
大阪市北区池田町17番18号　メッセージ天神橋池田町405号室
債務者　竹田　政彦
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３６号
大阪市城東区放出西２丁目19番25―1002号
債務者　吉永　伸吾
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４３号
大阪府吹田市内本町２丁目14番３号
債務者　川平　理恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４４号
大阪府吹田市内本町２丁目14番３号
債務者　川平　伸吾
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３５号
大阪府池田市伏尾台５丁目８番地の25
債務者　那須ナヲヱ
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３７号
大阪市住之江区御崎７丁目１番29号　フォンタルＴ―Ⅰ　203号
債務者　柴田　孝作
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４１号
大阪府豊中市服部豊町１丁目２番２―306号
債務者　土佐岡和枝
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４２号
大阪市北区紅梅町４番15号　ファミーユ河村201号室
債務者　兵頭美代子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４４号
大阪市東成区深江南２丁目８番８号　メゾンホワイティ502号
債務者　濱田　順一
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４５号
大阪府豊中市夕日丘２丁目３番15号
債務者　徳山　　葵
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２６号
青森市幸畑５丁目31番２号　市営住宅幸畑第２団地24―３、住民票上の住所青森市大字油川字千刈75番地４
債務者　渋谷喜久子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５号
青森県むつ市昭和町22番26号　市営住宅
債務者　藤田　　修
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
愛知県大府市共和町３丁目９番地の３　コーポ共和Ａ棟201号
債務者　山口　典男
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部